

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

関市長

市町村名 (市町村コード)	関市 (21205)	
地域名 (地域内農業集落名)	関中央地域 (鮎之瀬)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月10日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・今後農業を担う者が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
・水路が狭い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業を継続するために、現在の耕作者から後継者へ農業に従事することができるよう地域の事情を共有しながら、農地保全活動に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	138.69 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地を農業上の利用する農用地等の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地利用は、農業を担う者が担い、集落ごとに営農組織の設立を目指すほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。 ・農業を担う者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて農業を担う者への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、池尻地域において農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。(池尻・広見地区)

・池尻の変電所周辺の農地は、水を含みすぎる土壌であり耕作できるような土地になっていないため、保全管理をしていく。